

質 問 回 答

2021年4月21日

「(案件名 全世界途上国における企業との連携強化に係る情報収集・確認調査)」

(公示日：2021年4月7日／公示番号： 20a01249) について、企画競争説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.18(5) および P.4 (6) 2) c)	最後の行の「前者」の示している範囲を確認させていただきたく存じます。また、関連して、P.4にて別見積と想定されている「日本訪問プログラムに係る経費」の具体費目として何を想定されていますか。	<p>P18(5)の「前者」とは、企画競争説明書 p.19に記載の「①上位3社程度の企業の日本訪問プログラム(2021年12月)」及び「②現地における上位3社程度の企業との契約を含む連携活動の成果報告イベントの開催(2022年1月)」を指します。他方、企画競争説明書 p.18(5)に記載していた「提案部分は別見積もりとする。」のうち「提案部分」については、上記①及び②以外にご提案いただく部分を想定しておりましたが、改めて検討した結果、これらの経費は別見積もりとしてではなく本見積りに含めた形でご提案させていただきたく、以下のとおり企画競争説明書の記載ぶりを改めることとします。なお、「日本訪問プログラムに係る経費」は、宿泊費、渡航費、通訳費、その他費用を想定しています。</p> <p>p4 【変更前】c) その他(以下に記載の経費)日本訪問プログラムに係る経費 【変更後】削除</p> <p>p18 【変更前】～これら以外の提案も歓迎する(前者については見積もりに含め、提案部分は別見積もりとする。) 【変更後】～これら以外の提案も歓迎する。</p>
2	配布資料	(類似の過去案件に係る最終報告書である) 配布資料を拝見したところ、本調査においても出口施策と	現時点では、ファンド設置を出口施策として想定していません。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		してファンド設置へのインプリケーションが期待されますか。	
3	p.11 (3) 2)	【業務従事者：方策設計・運用】に関し、類似業務経験の分野で「途上国におけるスタートアップとの連携方策の設計・運用に関する各種業務」としている一方、「対象国・地域」や「語学能力」は評価せず、としている理由は何かございますか。	【業務従事者：方策設計・運用】に関しては、対象国での業務経験というよりも制度設計や運用の経験がある従事者を想定していることから、必ずしも「対象国・地域」や「語学能力」を評価対象とはしていません。 また、No15にもあるように、【業務従事者：国内連携／途上国スタートアップ等企業連携・支援】については類似業務経験の変更を行いますので確認してください。
4	p.21.8.	「8. 支払い条件」において渡航計画が各国 5 回程度となっている一方、P.24「(1) 業務工程」のガントチャートでは 6 回現地渡航業務が想定されているような印象を受ける。そもそも渡航回数は体制とあわせ調査団側からの提案内容によってある程度柔軟に変更し得ると想定するが、強い希望があるようであれば渡航回数の想定についておうかがいしたい。	p.21「8. 支払い条件」にある「調査対象 5 か国へ渡航することを前提とする（全 5 回程度）」を「調査対象 5 か国へ渡航することを前提とする（全 6 回程度）」に訂正します。なお、ご理解のとおり渡航回数も含めて最適な調査方法を提案してください。
5	p.4 (6)	見積書の作成にあたっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020 年 4 月）を参照するように指示されているが、業務従事者の報酬単価については、同ガイドライン内の記載価格ではなく、2021 年 3 月 3 日に貴機構 HP にて示された 2021 年度報酬単価を使用することでよいか。 https://www.jica.go.jp/announce/information/20210303.html	企画競争説明書の冒頭の表紙にも記載のとおり、見積もりの際には 2021 年度報酬単価（月額上限額）を適用してください。（2021 年 3 月 3 日お知らせ参照） https://www.jica.go.jp/announce/information/20210303.html
6	P.4 「コンサルタント	スタートアップ企業との連携、エコシステム構築など専門性の高い領域において専門性の高い業務従事	本案件においては業務従事者の格付けを「特号超」とする想定はありません。（参考） コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

通番号	当該頁項目	質問	回答
	等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)における人件費単価について	者が必要なことを鑑み、また新型コロナウイルスで状況が変化するなかで、複数国を対象とした調査を円滑に実施可能な組織としてのグローバルなバックアップ体制が求められるため、基準額を超える直接人件費月額単価(特号超)が妥当であるという理由があればご承認いただけますでしょうか。	P22 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000yi46x-att/proposal_guidelines_201904.pdf
7	P.5 若手加点について	本業務では、スタートアップ企業との連携、エコシステム構築など専門性の高い領域において専門性の高い業務従事者が必要となります。右分野で豊富な知見を有する35-45歳の「若手」2名で業務管理グループを形成する場合、加点(2点)の対象となりますでしょうか。	業務管理グループ対象契約において、若手人材(35~45歳)がシニア人材(46歳以上)とともに業務管理グループに参加する場合(若手人材が業務主任者であっても、副業務主任者であっても可)「若手育成加点」として、2点を加算します。この場合において、条件を満たす副業務主任者を2名で構成する提案を妨げるものではありませんが、両者のプロジェクトマネジメント上及び専門分野の役割分担、その業務範囲と業務量を明確にし、またそのように提案する詳細の理由をプロポーザルにて記載をお願いします。 (参考) コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン P22 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000yi46x-att/proposal_guidelines_201904.pdf
8	P.12 外国籍人材の活用について	本業務では、評価対象者は日本籍メンバーを中心とするものの、パイロット事業では外国籍人材の作業工数が大きくなることが予想されます。コロナ禍での特殊な状況下での調査であることを鑑み、右記載の目途(当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1)を超える外国籍人材の活用についても柔軟に提案を認めていただくことを	業務従事者に占める外国籍人材の2分の1は目安ですので、この閾値を大きく損ねない範囲で認める場合があります。外国籍人材の活用についての基本的考え方、業務内容、業務量をプロポーザルにおいて詳細に記載してください。採否については契約交渉において確定します。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		ご検討いただけますでしょうか。	
9	P.18 国内予選におけるPoCについて	国内二次予選(9月)を通過した企業は最長3.5カ月のPoCを実施するとありますが、2021年12月の決勝戦までにPoCを完了して、それに基づいて決勝戦に臨む必要がありますか。	国内二次予選(9月)を通過した企業は、2021年12月の決勝戦までにPoCを完了する必要はありません。
10	P.18 決勝戦におけるピッチ大会について	日本開催の決勝戦のピッチ大会について2021年12月に開催とありますが、こちらは何かほかのイベントや外交的な観点からこのタイミングで実施することが必須なのか、P.17にありますように「より効果的な実施方法についてプロポーザルで積極的な提案を歓迎する」ということで、別の開催時期をご提案しても問題ないでしょうか。	日本開催の決勝戦のピッチ大会の時期を含め各業務の時期については、より効果的な実施方法があれば別の開催時期を提案しても問題ありません。
11	P.18 国内二次予選通過後企業の契約金額について	1社あたりの契約金額は330万円として見積もることとありますが、定額計上の金額(44,949千円)とは別に15社分×330万円=49,500千円を計上するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、国内二次予選通過後企業の契約金額については、旅費を対象とする定額計上の金額(44,949千円)には含まれていない想定です。
12	P.18 現地スタートアップ企業との連携について	現地スタートアップ企業等との連携の具体的な実施について、「連携活動」に求められる成果、KPIはどのようなものを想定していらっしゃいますでしょうか。	現地スタートアップ企業等との連携活動の結果、対象となる現地スタートアップ企業15社(3社×5カ国)のうち、少なくとも約6割にあたる9社程度について、連携強化対象である日本企業からの引き合いがあることを目指します。必要に応じ、本調査の目的に鑑みて達成すべき成果等の案をプロポーザルにて提案してください。
13	P.19 上位3社程度の企業の日本訪問プログラムについて	「①上位3社程度の企業の日本訪問プログラム」に参加するのは、5カ国×3社=15社という理解であっていますか。また、そのような招致に関わる費用は、定額計上の旅費(44,949千円)から想定されるの	日本訪問プログラムに参加する現地企業数の合計はご理解のとおりです。なお、日本訪問プログラムに必要な費用は、定額計上の旅費(44,949千円)には含まれず、P.4にて記載「日本訪問プログラムに係る経費」での見積りとなります。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		か、別途事業費としての見積もりが必要でしょうか。	
14	P.21 支払い条件について	コンサルタントは旅費(航空賃)及び旅費(その他旅費)とは別に、現地イベント開催に必要な資金を事業費として計上するという理解でよろしいでしょうか。その場合、どの費目で計上するのが適切でしょうか。	現地イベント開催に必要な費用については、必要と判断される直接経費を、その内容に応じて費目を設定し、旅費(航空賃)及び(その他旅費)とは別に計上してください。
15	P10 第2章 (3) 業務従事 予定者の経験、 能力 2) 評価対象業 務従事者の経歴	(1)「方策設計・運用」担当と「国内連携／ 途上国スタートアップ等企業連携・支援」担当 の類似業務経験の分野はいずれも「途上国に おけるスタートアップとの連携方策の設計・ 運用に関する各種業務」でよろしいでしょ うか。 (2) 2者の評価の違いは、前者が「対象国又 は同類似地域」も「語学能力」も評価されないが 後者は「対象国又は同類似地域」も「語学能力」 も評価されるということでしょうか。	(1)「国内連携／途上国スタートアップ等企業連携・支援」担当の業務従事者の類似業務経験の分野について「途上国におけるスタートアップとの連携方策の設計・運用に関する各種業務」を「国内外のスタートアップを支援している機関との連携及び途上国のスタートアップ支援に関する各種業務(設計・運用を含む)」に訂正します。 (2) No.3のとおり。
16	P15、上から 18 行目 4. 実施方針及 び留意事項、 (1)の③ 「適切なプロセ スにより、現地 スタートアップ	適切なプロセスとは何を指しているか。例え ば、協業機関からの紹介等ではなく、公募を通 じて応募されること、という理解でいいか。	「適切なプロセス」とは、現地スタートアップ企業の選定プロセスが公平性及び中立性・透明性を確保した形で実施されることを指します。その選定理由が対外的に妥当性をもって説明しうることが重要です。例えば、受注者の関連企業であることのみを選定理由とすることは、対外的な説明において妥当性を欠くこととなります。「公募を通じて応募を受け付ける方法」は、その妥当性を対外的に説明しうる方法の一つとの認識ですが、公平性及び中立性・透明性を確保した形での選定プロセスをご提案ください。

通番号	当該頁項目	質問	回答
	～」		
17	P16、上から 5 行目 (2) 留意事項の① 「JICA が持つ現地のネットワークやリソースを最大限活用した上で～」	どのようなネットワーク、リソースを活用させていただけるのか。具体的な現地国の関係省庁、研究機関等の名称、および活用させていただけるリソースについて明示いただきたい	プロポーザルの内容を踏まえて、どのようなネットワーク、リソースが活用可能か調整されることとなります。
18	P16、上から 16 行目 (2) 留意事項 「③関連調査におけるヒアリング結果の活用」	すでに実施されている調査で作成された資料のうち「全世界起業家・・・」以外の資料は、ご提供いただけるか。プロポ作成の時点でいただけるか。	契約締結後、必要に応じて関連調査資料を共有します。
19	P17、下から 7~8 行目 ① 国内予選（開催地：各国） 「事前に募集要項及び契約方法等を定めた公募により」	公募の内容は JICA でフォーマットをご用意しているか。無いようであれば、コンサルタントが中心で作成し、JICA に都度ご確認いただく流れでよいか。また、公示方法についてもコンサルタントが現地状況を踏まえて決定するという理解でよいか。	公募の内容は JICA でフォーマットを用意しておらず、受注者に案をご準備き、そちらをベースに JICA と協議の上決定することを想定しています。また、公示方法についても同様です。
20	* 配布資料 *	今回の調査は、①優先社会課題の特定、②ソー	本件業務の意図するところは、「JICA が、途上国の経済社会開発や SDGs 達成に貢献するため、途上国の社会課題に精通し、解決に向けて具体的に取り組ん

通番号	当該頁項目	質問	回答
	全世界起業家・中小企業育成のための官民基金連携に係る基礎情報収集・確認調査のファイナルレポート P46	シング、③PMF 検証を行うという理解で正しいか。	<p>でいる現地スタートアップ企業等との連携を強化するにあたり、採るべき具体的な方策を検討、検証すること」です。配布資料として閲覧に供したもののうち「全世界起業家・中小企業育成のための官民基金連携に係る基礎情報収集・確認調査のファイナルレポート」p.46に掲載している「①優先社会課題の特定」については、企画競争説明書 p.17 (4) ①に記載のとおり「各5カ国でJICAが重点的に取り組む分野において」としており、また「②ソーシング」については、「当該国あるいは周辺国・地域のウィズ・アフターコロナの飛躍的成長・社会的安定に向けた新規貢献ビジネスアイデア」を募集するとしている点が整合します。加えて、「③PMF 検証」については、公募・審査を経たうえで選定した現地スタートアップ企業の提案に係る「概念実証 (PoC : Proof of Concept)」を実施する点が整合します。他方、「全世界起業家・中小企業育成のための官民基金連携に係る基礎情報収集・確認調査のファイナルレポート」p.46に掲載している「取り組みの方向性」に沿って実施することを意図するものではなく、また「④ファンド投資」(新たなファンドの設立)を指すものでもありません。</p>

以上